

外国人家事支援人材の活用に係る  
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘事項に対する考え方

- 外国人家事支援人材に求める日本語能力については、必要最低限で足り、緊急時の対応が求められることを勘案しても、一律に「N4」レベルを設定する合理性はない（特に、現行の高所得外国人社員に随行している家事労働者に、日本語能力条件が付されていないこととの均衡を考えると、一律の「N4」規制は過大である。したがって、一定水準以上の英語能力（例えば、TOEIC 900）以上のものについては、グローバル社会を標榜する日本としては、「N5」レベルを設定すれば十分ではないか。）。
- レベル設定の判断について、子どもの預かりを含む場合も含め、利用者と事業者の判断に委ねるべきではないか（例えば、利用者の判断材料として、有する日本語能力に関する情報を「ジョブ・カード」等に記載させるという方法も考えられる。）。

**【回答】**

（総論）

外国人家事支援人材に求める日本語能力は、必要最低限で足りるとの委員のご指摘はそのとおりであると考えている。他方で、緊急時の対応については、現状において、警察（110番）や消防（119番）通報時における会話は日本語がその中心となっており、地域や時間帯により、英語での対応が難しい場合も想定される。このため、制度構築に当たっては、危機管理を酌みした最善の対応が必要と考えられるため、まずは、現状の事務局案を堅持・提案させていただきたい。

しかしながら、最終的に、当該人材に求める日本語能力の要件については、今後、パブリックコメントなどの調整を経て決定されるものと承知しているが、委員ご指摘の重要性を重く受け止め、調整プロセスの際に申し上げてまいりたい。また、利用者への判断材料の一つとして、有する日本語能力に関する情報を「ジョブ・カード」等に記載させることについては、利用者の利便性向上の観点から有益なご指摘であり、特定機関（受入企業）における負担等も考慮しつつ、例えば、受け入れ外国人が携帯する身分証明書等に日本語の能力等を明記するよう促すなど、利便性向上に配慮した制度設計になるように、努めてまいりたい。

（子どもの預かり関係）

子どもの預かりを行う場合については、例えば、緊急時には日本の医療機関を利用することも考えられる。また、技能実習制度へ介護職種が追加される場合は、必要なコミュニケーション能力の確保の観点から、技能実習生に期待される業務内容や到達水準を踏まえ、入国時には「N3」程度を望ましい水準としつつ、「N4」程度が要件とされ、2年目以降は「N3」程度が要件とされていることや技能実習制度への介護職種の追加に係る検討過程において、緊急時の対応等のため、「N2」程度が必要との意見もあったことも踏まえると、現時点の政令案にある「基礎的な日本語を理解することができること」として、本事業の利用者が外国人である場合も含め、最低限N4程度は必要と考えている。

また、子どもの預かりを行う場合には、日本語能力N4程度を前提として、緊急時の対応能力の向上を図る研修を含む当該業務に係る研修を行うことを要件としており、特定機関による研修により緊急時の対応能力を確保していただくこととしている。

本制度については懸念の声が多い中で、一人でも多くの国民の理解を得て、制度を円滑に実施するためには、必要な要件と考える。

以上